

横浜市建築局
電気設備工事特別仕様書

令和5年7月

目 次

第1章 一般事項

1	本仕様書の位置づけ	1
2	仕様書等の適用順位	1
3	参考資料	1
4	用語の定義	1
5	官公署その他への手続き	1
6	公共事業労務費調査等の協力	2
7	工事実績データの登録	2
8	施工体制台帳、下請契約調書の提出	2
9	工事現場における施工体制の点検	2
10	建設副産物情報交換システム（C O B R I S）	4
11	個人情報の保護	4
12	工事の一時中止	4
13	ワンデーレスpons	4

第2章 工事関係書類

1	工事関係書類	5
2	実施工程表	5
3	施工計画書	5
4	工事の記録	5
5	工事月報の提出及び工事進ちょく報告	7

第3章 工事現場管理

1	施工管理	8
2	受電後の維持管理	8
3	品質管理	8
4	施工中の安全管理	8
5	建設副産物の処理	8
6	安全管理指定工事	9

第4章 機器及び材料

1	機器及び材料	12
2	機材等の検査	12
3	機材の保管	13
4	室内に使用する接着剤、塗料	13
5	グリーン購入の推進	13

第5章 施工	
1 施工	14
2 工程確認	14
3 施工の立会等	14
4 維持管理・安全性への配慮	14
5 挥発性有機化合物の室内濃度の測定	14
第6章 工事検査及び中間技術検査	
1 工事検査及び中間技術検査	15
2 契約不適合点検及び修補確認	15
第7章 完成図書等	
1 C A L S／E Cによる電子納品	17
2 P D Fファイルの提出	17
3 石綿の事前調査結果の説明資料の提出	17
第8章 その他	
1 地域住民への配慮	18
2 工事現場の維持管理	18
3 既存杭及び境界杭	18
4 埋設物等の調査	18
5 表示板の設置	18
6 安全確保	19
7 統括安全衛生責任者等の選定届出	19
8 緊急措置	19
9 足場仮設	19
10 挥発性有機化合物含有材料の施工中の安全管理	20
11 火災保険等	20
12 引渡しまでの電気料金等の負担	20

第1章 一般事項

1 本仕様書の位置づけ

この仕様書は、横浜市建築局公共建築部が所管する電気設備工事に適用されるもので、工事請負契約約款に定める仕様書の一部を構成する。

2 仕様書等の適用順位

仕 様 書	住 宅 工 事	学 校 工 事	左 記 以 外
現場説明の質問に対する回答書	1	1	1
現場説明書	2	2	2
特記仕様書	3	3	3
設計書及び図面	4	4	4
横浜市建築局電気設備工事特則仕様書	5	5	5
電気設備工事施工マニュアル（令和5年7月）	6	6	6
学校標準図		7	
公共住宅建設工事共通仕様書（公共住宅事業者等連絡協議会編集）	7		
公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）			
公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）	8	8	7
公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）			

※電気設備工事施工マニュアル（解説書）は、「電気設備工事施工マニュアル」を補完し、規定の意図を正しく伝えるための解説書とする。

3 参照資料

- (1) 本仕様書における申請書の様式、要綱等は横浜市建築局公共建築部のホームページを参照する。
- (2) 「電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」は、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」を補完するための参考資料とする。

4 用語の定義

「監督員」とは、「横浜市契約規則」第55条第1項の規定による監督職員等をいい、「横浜市請負工事監督事務取扱規程」及び「建築局請負工事監督事務実施要領」による総括監督員、主任監督員、担当監督員及び委託監督員をいう。

5 官公署その他への届出手続き等

- (1) 工事の着手、施工及び完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等を遅滞なく行う。ただし、それに必要な経費は請負人の負担とする。
- (2) (1)の規定する届出手続き等を行うに当たっては、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。

- (3) 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材及び労務費を提供する。

6 公共事業労務費調査等の協力

- (1) 請負人は、本工事が国の実施する公共事業労務費調査等の対象工事となった場合、調査表等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、調査内容に不備等がある場合、事後に調査を行うときについても同様とする。
- (2) 請負人が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負人は当該下請工事の受注者に前項と同様の義務を負うことを定めなければならない。

7 工事実績情報の登録

請負人は、工事請負金額が 500万円以上の工事については、工事実績情報として（一財）日本建設情報総合センターの定めるところにより、工事実績データの登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後に、次に示す期間内に登録の手続きを行うとともに、登録されることを証明する資料を監督員に提出する。

なお、登録時期及び期間は次表による。

種類	登録時期	登録期間
受注登録	工事受注時	契約締結後10日以内
変更登録	登録内容の変更時	変更契約締結後10日以内
竣工登録	工事完成時	工事完成後10日以内

※ 期間には、横浜市の休日を定める条例に定める横浜市の休日は含まない。

※ 変更登録とは、工期、技術者等に変更が生じた場合に行うものとする。また、変更時と工事完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の登録されたことを証明する資料の提出を省略できるものとする。

8 施工体制台帳、下請契約調書の作成

- (1) 請負人は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「適正化法」という。）に基づき、「施工体制台帳 様式1、2、3、4」の写し、「下請契約調書」（下請契約金額を必ず記載）を下請契約金額にかかわらず作成し、以後、新たな下請負人の選定にあわせ、完了時まで隨時、「施工体制台帳」の写し等を、監督員に提出するとともに目的物引き渡しまで、備置き、掲示（施工体系図等）を行わなければならない。
- (2) 請負人は、下請負人業者名と下請負金額等を記入した「専門業者一覧表」を監督員に提出する。

9 工事現場等における施工体制の把握

請負人は、本市が行う「適正化法」に基づく工事現場における施工体制の点検を受けなければならない。

- (1) 点検内容は、次による。
- ア 監理技術者等資格の確認

- イ 配置予定技術者と通知に基づく監理技術者等の同一性の確認
- ウ 現場の専任状況の点検
- エ 施工体制台帳の点検（下請契約調書共）
- オ 施工体系図の点検
- カ 施工体制の把握
- キ CORINS登録（工事カルテ）の点検
- ク 施工中の建設業許可を示す標識等の点検
 - (ア) 建設業許可を受けたことを示す標識（元請業者）の掲示
 - (イ) 再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示
 - (ウ) 建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨の掲示
 - (エ) 労災保険関係の掲示

※ 揭示・通知する内容は、次の文案を参考に作成する。

工事現場に掲示する書面の文案（工事現場の見やすい場所）

下請負人となった皆様へ

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーションまで、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書を提出してください。一度通知した事項や書類に変更が生じたときも、変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。

○○電気（株）

下請負人に通知する書面の文案

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法（昭和24年法律100号）第24条の8第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

この建設工事の下請負人（貴社）は、その請け負ったこの建設工事を他の建設業者を営むもの（建設業の許可を受けているものを含みます。）に請け負わせたときは、

① 建設業法第24条の8第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。

また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。

② 貴社が工事を請け負わせた建設業を営むものに対して、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

元請電気業者の商号

○○電気（株）

再下請負通知書の提出場所

△△工事現場事務所

- (2) 請負人は、工事着手前において、監理技術者等などの配置予定技術者（入札前に財政局から提出を求められた工事）に変更が生じた場合は、速やかに配置技術者（変更）の手続きを財政局に対して行う。
- (3) 請負人は、本市監督員等から監理技術者資格者証等の提示を求められた場合は、速やかに提示する。

10 建設副産物情報交換システム（C O B R I S）

再生資源（対象再生資源：土砂・碎石・加熱アスファルト混合物）の利用又は建設副産物（対象建設副産物：建設発生土・コンクリート塊・アスファルトコンクリート塊・建設発生木材）が発生する場合、請負人は、当該工事に関する必要な情報を登録し、入力の確認として、次の書類をシステムで作成し提出する。

(1) 施工計画時

「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」、及び「工事登録証明書」（計画書作成後に出力したもの）を施工計画書に含めて提出する。

(2) 工事完成時

「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」（実施書作成後に出力したもの）を工事完成図書に含めて提出する。

11 個人情報の保護

請負人は、個人情報を取り扱う事務を行う場合には、その取扱いについて、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

12 工事の一時中止

工事請負契約約款第21条に基づく工事の全部又は一部の施工を中止する場合は、「工事の一時中止に係るガイドライン」（令和5年1月横浜市）による。

13 ワンデーレスポンス

- (1) ワンデーレスponsとは、所定の工期内に工事を完成させることを目的に、発注者と請負人が意思疎通を図り、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現するため、発注者が、請負人からの協議や質問への回答を、基本的に「その日のうち」に行うものである。
「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを請負人と協議し、回答日を通知する。ただし、協議や質問の内容によっては、翌日中（閑序日は除く）に回答するものとする。
- (2) 請負人は、計画工程表の提出にあたり、工事の進捗状況を把握できる工程管理の方法について、監督員と協議を行うこと。ただし、別途特記仕様書等により工程管理の方法について取決めのあるものはそれに従う。
- (3) 請負人は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を明らかにするとともに、速やかに監督員へ書面にて報告すること。

第2章 工事関係書類

1 工事関係書類

工事着手前、施行中、工事完成時、工事完成後に作成し、遅滞なく監督員に提出すること。

2 実施工程表

- (1) 工事着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督員の承諾を受ける。
- (2) 工事の規模に応じて、工程計画（実施細部工程表・材料搬入・労務・機械の稼動計画）は、ネットワーク手法による。
- (3) 契約書の規定に基づく条件変更等により、実施工程表を変更する必要が生じた場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を遅滞なく変更し、当該部分の施工に先立ち、監督員の承諾を受ける。
- (4) (3)によるほか、実施工程表の内容を変更する必要が生じた場合は、監督員に報告するとともに、施工等に支障がないように適切な措置を講ずる。
- (5) 監督員の指示を受けた場合は、実施工程表の補足として、週間工程表、月間工程表、工種別工程表等を作成し、監督員に提出する。

3 施工計画書

- (1) 工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。
- (2) 品質計画、一工程の施工の確認及び施工の具体的な計画を定めた工種別の施工計画書を、当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (3) (2)の施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督員の承諾を受ける。
- (4) 施工計画書の内容を変更する必要が生じた場合は、監督員に報告するとともに、施工等に支障がないように適切な措置を講ずる。なお必要に応じ計画書の修正を行い監督員へ提出する。
- (5) 総合評価落札方式で入札手続きを行った工事

技術提案した内容をすべて施工計画書に記載し監督員の承諾を受ける。なお記載内容は技術提案した内容をそのまま添付するのではなく、工種ごとに提案した内容を踏まえ詳細に記載し、技術提案部分を分かり易くする表現する工夫をすること。

なお、評価項目のうち、事前に確認を得られている場合はこの限りでない。

＜評価項目の事前確認例＞

同種工事の施工実績 工事成績評定点の実績横浜市優良工事施工会社表彰の実績等をいう。なお、作成前に監督員の確認を受けること。

4 工事の記録

- (1) 監督員と協議した結果について記録を整備する。
- (2) 工事の全般的な経過を記載した書面を作成する。
- (3) 工事施工に際し試験等を行った場合は、直ちに記録を作成する。
- (4) 次のアからエまでのいずれかに該当する場合は、施工記録、工事写真、見本等を整備する。

- ア 工事施工によって隠ぺいされる等、後日の目視による検査が不可能または容易にできない部分の施工を行う場合
- イ 一工程の施工を完了した場合
- ウ 施工の適切なことを証明する必要があるとして、監督員の指示を受けた場合
- エ 設計図書に定められた施工の確認を行った場合
- (5) (1)から(4)までの記録について、監督員より請求されたときは、提出又は提示する。
- (6) 工事写真
- ア 工事写真は、国土交通省大臣官房官庁営繕部「営繕工事写真撮影要領（令和5年改定）」による。工事着手前の状況、工事進ちょく状況、工事工程の詳細、完成の各段階等を撮影し、施工場所、年月日（必要な場合には時間）、内容を記入して整理し、監督員の要求があったときは遅滞なくこれを提出する。
- イ デジタル工事写真の小黒板の使用について
- デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受注者・発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。対象工事では、次の(ア)から(イ)のすべてを実施することとする。
- なお、小黒板情報電子化の使用については、任意とします。
- (ア) 対象機器の導入
- 請負人は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」と称する）については、「営繕工事写真撮影要領（令和5年改定）」3.(3)撮影方法に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。
- なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参考すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、請負人は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。
- なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.jcomsia.org/kokuban>」記載の「信憑性チェックツール」「信憑性確認（改ざん検知機能）検定」のソフトウェア一覧を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。
- (イ) デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入
- 請負人は、(ア)の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、「営繕工事写真撮影要領」3.(3)撮影方法による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

(ウ) 小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、「営繕工事写真撮影要領（令和5年改定）」に準ずるが、(イ)に示す小黒板情報の電子的記入については、「営繕工事写真撮影要領（令和5年改定）」4.で規定されている写真編集には該当しない。

(エ) 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

請負人は、(イ)に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。

なお、納品時に、請負人は

URL「<http://www.jcomsia.org/kokuban>」の「信憑性チェックツール」又は「信憑性確認（改ざん検知機能）検定」を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。

5 工事月報の提出及び工事進ちょく報告

原則としてすべての工事について作成し翌月5日までに監督員に提出する。ただし、工事出来高が発生しない場合など、報告すべき事項がない月については、監督員と協議し省略することができる。

なお、当月末までの出来高などの工事進ちょく状況を、電子メール等により当月末に監督員へ報告する。

第3章 工事現場管理

1 施工管理

- (1) 設計図書に適合する工事目的物を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程及び安全等の施工管理を行う。
- (2) 工事施工に携わる下請負人に工事関係図書及び監督員の指示を受けた内容を周知徹底する。

2 受電後の維持管理

請負人は、自家用電気工作物の受電開始から引渡しの日までの間、本市電気主任技術者のもとに、請負人の責任と負担において当該自家用電気工作物の維持管理を行う。

3 品質管理

- (1) 第2章 3「施工計画書」(2)による品質計画に基づき、適切な時期に、必要な管理を行う。
- (2) 必要に応じて、監督員の検査を受ける。
- (3) 品質管理の結果、疑義が生じた場合は、監督員と協議する。

4 施工中の安全管理

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令等に定めるところによるほか、「建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編」（平成5年1月12日付け 建設省経建発第1号）に従うとともに、「建築工事安全施工技術指針」（平成7年5月25日付け 建設省営監発第13号）を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。
- (2) 同一場所で別契約の関連工事が行われる場合で、監督員により労働安全衛生法に基づく指名を受けたときは、同法に基づく必要な措置を講ずる。
- (3) 気象予報、警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努める。
- (4) 工事の施工に当たっての近隣等との折衝は、次による。また、その経過について記録し、遅滞なく監督員に報告する。
 - ア 地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめ、その概要を監督員に報告する。
 - イ 工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、直ちに誠意をもって対応する。

5 建設副産物の処理

- (1) 請負人は、建設副産物（建設発生土等及び建設廃棄物）の処理に当たっては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令、条例その他の諸規定により、適正に行うことともに、再使用、再生利用に努めるものとする。
- (2) 発生材のうち、発注者に引渡しを要するもの並びに特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は、特記による。
なお、引渡しを要するものと指定されたものは、監督員の指示を受けた場所に整理のうえ、

- 調書を作成して監督員に提出する。
- (3) 請負人は、建設発生土、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、及び現場発生路盤材(旧路盤材)等のがれき類、木くず(伐採樹木、剪定枝葉及びこれらに類するものは除く。)の処分については、「本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領」により行う。
- (4) 工事に伴い発生する電線・ケーブル類、蛍光管、蓄電池(鉛、アルカリ)等の廃棄物は、分別収集を行い、リサイクル等再資源化に努める。
- (5) 廃棄物処理を委託する場合は、他人の産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を業として行うことができる者であって、委託しようとする産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生がその事業の範囲に含まれている者に委託する。
- (6) 産業廃棄物処理については、処理前に「産業廃棄物処理計画書」に必要書類を添付して監督員に提出する。また、廃棄物処理後に、「産業廃棄物処理報告書」及び「産業廃棄物管理票 建設系廃棄物マニフェスト」A票、B2票、D票、E票の写しを監督員に提出する。
- (7) 廃石綿等の特別管理産業廃棄物を排出する場合や、石綿障害予防規則に基づく必要な措置に係る事項については、必要により監督員と協議をする。
- (8) 電子マニフェストを利用する場合は、処理後の情報をシステムからマニフェスト情報をダウンロードして報告すること。

6 安全管理指定工事

- (1) 適用
- 本項は「横浜市工事安全管理規則」に基づき、「建築局工事安全管理実施要領」により指定された「安全管理指定工事」(以下「指定工事」という。)に適用する。
- (2) 安全管理指定工事
- 建築局における「安全管理指定工事」は次の事項に該当し、かつ、建築局長が必要と認めたものとする。
- ア 密集市街地、交通の頻繁な場所、又は危険物(危険物の規制に関する政令・別表第三)を貯蔵する場所及び特別高圧電気施設、ガス圧力調整施設等に隣接して行う工事であって、公衆災害を起こすおそれのあるもの
- イ 地上31mを超す建物、構築物又は工事の大部分にわたる根切り深さが6mを超す工事
- ウ 高さ5mを超える自然がけ、又は人工がけに接して行う工事で地質その他の状況により危険と認められる工事
- エ 公道を地中又は空中で横断して施工される建物又は構築物等の工事
- オ 隣家民家と近接し、かつその部分の高さが10mを超える石、レンガ、コンクリート等を主体とした建築物、構築物等の解体工事
- カ 小中学校における校舎その他の施設の工事であって、既存施設と工事区域がはなはだしく錯そうする大規模な工事
- キ ダイナマイト等爆発物を使用して行う工事
- ク その他公衆災害を起こすおそれのある工事
- (3) 公衆災害の防止
- 「指定工事」の施工に当たっては、常に安全管理を優先的に考慮し、公衆災害の発生を未然に防止するよう努める。

(4) 安全管理計画の作成

- ア 「指定工事」については、契約締結後、速やかに「安全管理計画書」を作成し、監督員に提出する。
- イ 「安全管理計画書」には、次の事項を記載する。
- (ア) 工事名及び工事場所
 - (イ) 施工者名（会社名及び現場代理人名、資格）
 - (ウ) 現場事務所の所在地、電話番号（昼夜間連絡が可能なもの）
 - (エ) 契約金額と工事期間
 - (オ) 工事監督機関名と監督員名
 - (カ) 安全管理機構図
 - a 工事安全責任者は現場代理人とし、副責任者は主任級の者をあて、工事安全責任者に事故があつた場合にはその代理者とする。
 - b 各職種の担当責任者を安全管理機構に参画させ、指揮命令系統を具体的に表示する。
 - (キ) 工程表
 - 工程表は実施工程とし、変更のあるときは直ちに報告する。
 - なお、安全管理上重要な作業は、工程表の当該部分にチェックマークを付する。
 - (ク) 管理項目
 - 保安施設、重要な地下埋設物、山留工、掘削方法、建方工、電力設備、機械設備、重要な仮設備、重量物の揚重方法、その他公衆災害を誘発するおそれのある設備、工法等
 - (ケ) 点検
 - 点検箇所、点検時期、点検員数及び氏名、点検表、報告方法、注意改善指示と確認等の具体的方法
 - (コ) 事故発生時の初動措置
 - a 緊急非常時連絡系統図
 - b 緊急時連絡要領
 - 事故発生時の通報、避難、収容、処置方法等を定め工事関係者全員に訓練し徹底する。
 - c 緊急連絡先電話番号表
 - d 緊急指定病院の指定と案内図
 - e 緊急時における交通遮断のため、迂回路の把握と付近住民の避難誘導路の確保を示した説明図
 - f 緊急時に必要な人員、機械等の確保とその一覧表
 - (ハ) 関係機関への連絡
 - 警察署、消防署及び関係企業者への連絡事項
 - (ア) 安全管理上、重要な作業期間 b 事故発生時の初動措置 c その他
 - (シ) 工事安全対策会議
 - 工事安全管理責任者は、日時を定めて定例の工事安全対策会議を開催し、工事の安全管理についての創意、研究、工夫及び反省等を行う。

(ス) 教育訓練

工事安全管理責任者は、工事関係者（職員、労務者、下請負人等）に対して定例的に安全管理教育を実施するとともに、緊急時の応動訓練を行う。

ウ 安全管理計画の変更は、そのつど変更計画書を提出して承諾を得る。ただし、軽微な変更については、口頭で担当監督員の承諾を得ることができる。

(5) 工事の着手

工事は、安全管理計画書が承諾を得た後でなければ着手してはならない。

(6) 安全管理計画の周知徹底

請負人は、「安全管理計画書」のうち、安全管理機構図及び事故発生時の初動措置については、図表等を整理拡大して現場事務所に掲示するとともに、工事関係者（下請負人を含む。）にその内容を周知徹底させる。

(7) 工事現場の巡回と点検

請負人は、工事現場を隨時巡回点検し、現場の安全について点検記録簿に記録する。

(8) 工事安全日誌の常備と報告

請負人は、安全日誌を常備し、監督員の点検を受ける。また、監督員の指示により安全管理上必要な報告及び資料を提出する。

(9) 関係機関と連絡

請負人は、安全管理に関する事項については、監督員及びその他の関係機関と緊密な連絡をとりながら施工する。

第4章 機器及び材料

1 機器及び材料

(1) 環境への配慮

ア 工事に使用する機器及び材料（以下「機材」という。）は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に定めるところにより、環境負荷を低減できる機材を選択するよう努める。

イ 使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。

ウ 工事に使用する機材は、石綿を含有しないものとする。

なお、監督員の指示により材料の成分について石綿を含有しないことを証する書面の提出を求められた場合は、速やかに提出する。

(2) 機材の品質等

ア 工事に使用する機材は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する機材は、新品でなくてもよい。

イ 調合を要する材料については、調合に先立ち、調合表等を監督員に提出する。

ウ 機材の色等については、監督員の指示を受ける。

(3) 機材の承諾等

使用する機器及び材料が、規格等（公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）で規定しているJ I S等の規格（自己適合宣言を含む。）、一般社団法人公共建築協会の評価名簿に登載されている機器及び材料、一般財団法人ベターリビングのB L認定品等）で品質・性能保証されている場合は、その規格等の種類・番号を「工事用材料等承諾願」に記載することで、試験成績書の提出を省略することができる。それ以外の機器及び材料については、設計仕様に適合することが確認できる資料を監督員に提出する。

(4) 再使用機材

ア 取外し後再使用と特記された機材は、次による。

(ア) 取外し前に状態及び機能の確認を行い、機材に損傷を与えないように取外す。

(イ) 取外し後、再使用する機材をウェス等で清掃する。

なお、特別な清掃を行う場合は特記による。

(ウ) 取外し後再使用までの間は、機器類の性能、機能に支障がないよう適切に養生を行い、保管する。

なお、保管場所は監督員と協議する。

(エ) 取外し後再使用するに当たり機器の性能、機能に疑義が生じた場合は、監督員と協議する。

2 機材等の検査

(1) 現場に搬入した機材は、種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

(2) 現場に搬入した機材のうち、変質等により工事に使用することが適切でないと監督員の指示を受けたものは、直ちに現場外に搬出する。

(3) 機材の検査に伴う試験

ア 試験は、次の場合に行う

(ア) 設計図書に定められた場合

(イ) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合

イ 試験方法は JIS、JEC（電気学会電気規格調査会標準規格）、JEM（日本電機工業会標準規格）等に定めのある場合は、これによる。

3 機材の保管

搬入した機材は、工事に使用するまで変質がないように保管する。

4 室内に使用する接着剤、塗料

室内に使用する接着剤、塗料（機器及び材料に使用されたものを含む。）は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散の極めて少ないもので、トルエン、キシレンの放散量の極力小さいものを使用する。有機溶剤系接着剤、塗料を使用する場合は、その使用量を最小限に抑え、十分に養生期間を設ける等の配慮をする。

なお、監督員から「安全データシート（S D S）」の提出を求められた場合は施工前に提出する。

5 グリーン購入の推進

工事で使用するグリーン購入特定調達物品等は、「横浜市建築局グリーン購入の推進に関する特記仕様書」に定めるところによる。

第5章 施工

1 施工

施工は、設計図書、実施工工程表、施工計画書等に従って行う。

2 施工確認

一工程の施工を完了したとき、施工後検査が不可能若しくは困難な工事又は材料の調合を要するものについては、工程ごとに監督員の検査を受ける。

3 施工の立会等

各種装置・機器・配線・配管等の工事途中及び工事完了後は、原則、監督員の立会いのもとで機器・絶縁抵抗・電圧・極性・接地の確認、試運転調整等を行う。内容等は事前に監督員と協議する。この際、適切な時期に監督員に対して立会いの請求を行うものとし、立会いの日時について監督員の指示を受ける。

4 維持管理・安全性への配慮

維持管理や使用者の視点を考慮した施工を心掛ける。(機器、盤の位置、操作性、安全処置など)

5 挥発性有機化合物等の室内濃度の測定

特記により、工事完成検査に先立ち、揮発性有機化合物の室内濃度の測定を行う場合は、「横浜市建築局所管工事、揮発性有機化合物（VOC）等の室内濃度測定マニュアル」による。

なお、測定結果が、指針値を超えた場合には原因究明に努める。また、関連工事等にて、揮発性有機化合物の室内濃度測定を実施する場合は協力体制を築く。

第6章 工事検査及び中間技術検査

1 工事検査及び中間技術検査

(1) 検査の種類

検査は、工事検査及び中間技術検査とし、技術検査員が、監督員及び請負人立会いのもとで検査を実施する。工事検査は、完成検査及び出来形部分検査とし、工事請負契約約款に基づく請負人の届け出を受け、監督員が現場等を自主検査した後に実施し、工事の完了の確認を行うものとする。中間技術検査は、次のア～エに該当する場合に実施し、工事検査を補完する。

なお、請負人は、検査に必要な資機材及び労務等を提供する。

ア 中間技術検査を実施する段階及び回数が特記された場合

イ 施工途中における品質確認のため、監督員が特に必要と認め指示した場合

ウ 施工途中における事故等により、監督員が特に必要と認め指示した場合

エ 低入札工事の場合

(2) 出来高検査基準

部分払いのための出来高査定は次表の基準により行う。

出来高査定基準

項目	査定基準 (%)	摘要
材料	一般材料現場搬入 0	電線・電線管等
	特殊材料現場搬入 30	
	加工完了品現場搬入 60	ケーブルダクト等
	取付完了 100	
工場製作品	汎用型検査完了 0	照明器具・通信機器等
	特殊型検査完了 30	配電盤等
	現場搬入 60	
	据付完了 90	
	試験調整完了 100	結線、試験調整完了時
工費	出来高払い	
共通費	出来高払い	

(注1) 査定に当たっては、上記の基準以下とする。

(注2) 特殊な工種については、別途決定する。

2 契約不適合点検及び修補確認

請負人は、次の対象工事について、引渡しの日から1年以内（原則として引渡しの日から起算して10か月を経過以降、12か月経過する日の14日前の期間）に、工事に係る設備関係機器類の契約不適合について、「建築局請負工事における契約不適合の点検及び修補の確認実施要領」により、担当職員または担当係長が行う点検（以下、「契約不適合点検」という）に立会うものとする。ただし、監督員から別途指示のある場合には、それに従う。

対象工事		契約不適合点検者 (工事担当課)		立会者	
		担当係長	担当職員	請負人	主管局 建物等 管理者
新築 改築 増築工事	請負金額が1億円以上、又は工事担当課長が必要と認めたもの	○	(立会)	○	○
	請負金額が1億円未満	—	○		
改修工事	請負金額が2,500万円以上のもの	—	○	○	○

※軽微な工事等で工事担当課長が認めたものは、契約不適合点検の対象としない。

契約不適合点検の結果について、本市と協議のうえ、不具合を修補による履行の追完とする場合、請負人は、「建築局請負工事における契約不適合の点検及び修補の確認実施要領」により行うものとする。

第7章 完成図書等

1 C A L S／E Cによる電子納品

特記による電子納品対象工事は、完成図書などの最終成果品を「工事完成図書の電子納品要領 建築編・建築設備編」に基づいて作成し、電子成果品を納品することとする。

なお、電子納品の運用については、「電子納品運用手順書[建築営繕編]」を参照する。電子納品の対象とする範囲は、「電子納品運用ガイドライン 建築・建築設備工事編」をもとに、事前協議チェックシート（財政局 公共事業調整課ホームページを参照）を用い監督員と事前協議を行い決定する。事前協議に当たり、電子化することで「効率化が図られる」、「以降に利活用が想定される」ことなどを考慮し決定する。

なお、工事写真については、「営繕工事写真撮影要領(令和5年改定)」に基づいて撮影する。

2 P D Fファイルの提出

工事完了時に、監督員の指示により、本市保管用完成図のP D Fファイルを一つのファイルにまとめ作成し提出すること。P D Fの仕様は建築局公共建築部ホームページを参照のこと。

3 石綿に係る資料等の提出

工事完了時に、監督員の指示により、次のものを提出すること。

- (1) 大気汚染防止法第18条の15第1項で定める調査結果の説明資料
- (2) 大気汚染防止法第18条の15第5項で定める調査結果の掲示看板が工事中に掲示されていたことを確認できる写真

詳細については、「アスベスト除去工事について（届出対象）令和5年4月横浜市環境創造局」または「建築物等を解体、改造又は補修するにあたって（届出対象外工事）令和5年4月横浜市環境創造局」による。

第8章 その他

1 地域住民への配慮

工事の施工に当たっては、監督員と協議のうえ、地域住民に迷惑を及ぼさないよう最大限の配慮をすること。

2 工事現場の維持管理

工事現場周辺の道路及び仮排水路は、監督員及び道路管理者の指示に従い、常に良好な状態に保つよう、適切な維持管理を行う。

3 既存境界杭及び境界杭

既存杭は、敷地の内外を問わず監督員の指示のない限り、移設・除去又は埋設してはならない。工事中に破損紛失のおそれのある境界杭その他監督員が指示する杭については、1箇所につき4箇所以上の引照点を設け、これらを良好な状態に維持する。また、埋設配管改修工事、舗装替え工事等のため既存埋設標を一時撤去する場合は、既存埋設標位置の詳細を記録し、掘削部埋め戻し後、記録に従い、埋設標等を現状復旧すること。

4 埋設物等の調査

敷地内は工事着手前に埋設物等を十分調査のうえ、その状況を監督員に報告する。
なお、埋設物は、監督員の指示により工事に支障が生じないよう保護又は処置をする。

5 表示板の設置

(1) 工事現場には、公衆が見やすい場所に下記事項を記載した表示板（600mm×900mm）を設置する。

- ア 工事名
- イ 工事場所
- ウ 発注者
- エ 工事担当課 監督員名
- オ 請負人住所、氏名、連絡先
- カ 工事期間

(2) その他法令等の必要に応じて次の表示板を公衆が見やすい所に掲げる。

- ア 建設業の許可票
- イ 労災保険関係成立票
- ウ 建設業退職金共済制度導入者である標識に関する掲示
- エ 施工体系図
- オ 道路占用許可証
- カ 大気汚染防止法第で定める石綿含有材の調査結果、解体等の作業に関する掲示
- キ 登録電気工事業者登録票
- ク その他

6 安全確保

- (1) 工事現場内外を問わず人命、財産に危害、損傷を与えないように常に安全に留意し、必要に応じて適切な予防措置を行う。火災・盗難・騒音その他災害・事故の予防についても同様とする。
- (2) 工事現場を連續して4日以上休止する場合は、休止する3日前までに「現場休業届」を監督員に提出する。
- (3) ピット内作業を行う場合は、「労働安全衛生法」第14条の規定より同法施行令第6条第21号（別表第6）の規定に基づく酸素欠乏危険作業主任者を選定し、作業開始前に酸素濃度を測定記録し、安全（酸素濃度18%以上）を確認したうえで、特別教育を受講した者が施工を行う。なお、作業中は送風機により換気を行う。その他については酸素欠乏症等防止規則に基づく措置を行う。
- (4) 公共の歩行者空間を工事によって一時的に変更する場合は、「工事中の歩行者に対するバリアフリー推進ガイドライン」（横浜市）の趣旨を踏まえて歩行者通路対策等を講じることとし、請負人は、工事着手前に仮設通路の設置方法等について監督員と協議する。
- (5) 舗装の切断作業時に発生する排水処理
舗装切断作業の際、切断機械から発生するブレード冷却水と切削粉が混じりあった排水については、水質汚濁の防止を図る観点から回収し適切な処分を行う。

7 統括安全衛生責任者等の選定届出

「労働安全衛生法」第15条の規定に基づく統括安全衛生責任者、同法第15条の3の規定に基づく店社安全衛生管理者及び「中規模建設現場における安全衛生管理指針」の規定に基づく統括安全衛生責任者に準ずる者又は店社安全衛生管理者に準ずる者の選定届出については、「統括安全衛生責任者等の選任届出書」により監督員に届け出る。

8 緊急措置

工事施工中に事故が発生した場合は、必要な応急処置を施すとともに、その措置及び状況等をただちに監督員に報告して指示を受けなければならない。

9 足場仮設

- (1) 足場、作業構台、仮囲い等は、労働安全衛生法、建築基準法、「建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編」その他関係法令等に従い、適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行う。
- (2) 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月）についての「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。
- (3) 足場の組立、解体、変更の作業時は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。
- (4) 請負人は、工事着手前に足場の種類及び設置方法等について、監督員と協議しなければならない。

- (5) 足場を設けた場合は、労働安全衛生規則第567条第2項及び第655条第1項第2号による足場等の組立て・変更時等の点検を実施し、第567条第3項及び第655条第2項によりこれを記録し、保存するとともに、監督員等から提示を求められた場合は速やかに提示する。

なお、点検に際しては「足場からの墜落・転落災防止総合対策推進要綱の改正について（安全衛生部長・平成27年5月20日付け基安発0520第1号）による「足場等の種類別点検チェックリストの例」に基づくものとする。

10 挥発性有機化合物含有材料の施工中の安全管理

接着剤及び塗料の塗布に当っては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとるものとする。また、施工時、施工後の通風、換気を十分に行ない、室内に発散した化学物質等を室外に放出させる。

11 火災保険等

火災保険その他の保険に直ちに加入しなければならない。

なお、工事請負契約約款第54条第1項の火災保険その他の保険は、次による。

- (1) 保険の種類は、普通火災保険、建設工事保険、その他の保険がある。
- (2) 保険期間は、原則として工事着手日から工事目的物の引渡し日までとする。
- (3) 保険の目的物は、工事目的物とする。
- (4) 保険金額は、請負金額とする。
- (5) 被保険者

ア 普通火災保険は、原則として横浜市長とする。

イ 建設工事保険は工事請負人とする。ただし、火災による損害補填分については、原則として横浜市長を受取人とする特約を付すること。

- (6) 保険証券などの提出

保険の契約を締結したときは、直ちにその証券又はこれに代わるものを監督員に提出する。

12 引渡しまでの電気料金等の負担

本設受電後、工事目的物引渡しまでの電気料金については、関係業者が負担する。また、水道料金・ガス料金もこれと同様とする。